

広島県緑化センター及び
広島県立広島緑化植物公園
指定管理者募集要項

令和3年7月

広島県

目 次

<広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園指定管理者募集要項>

1	趣旨	1
2	施設の概要	1
3	主な関係規程	1
4	申請資格等	2
5	募集要項の配布時期, 説明会等	4
6	審査及び選定に関する事項	5
7	提出書類等	6
8	管理の基準	6
9	指定管理者が行う業務	7
10	指定管理費用基準額	8
11	指定期間	8
12	協定等に関する事項	8
13	その他	9
14	問い合わせ先	10

<資料>

別表 1	県緑化センター指定管理者の申請者の評価基準	11
別紙 1	提出書類一覧表	13
別紙 2	県緑化センター業務仕様書	17
別表 2	施設及び設備の内容	22
別表 3	管理運営に係る許認可, 資格, 法定業務一覧表	23
別表 4	責任分担(リスク)負担区分一覧表	24
別表 5	県有備品一覧表	26
図 1-1 ~ 2-5 号	緑化センター位置図・施設配置図等	27

<様式>

様式第 1 号	指定申請書	35
様式第 2 号の 1	県緑化センターの管理運営に関する計画	36
様式第 2 号の 2	指定管理実績調書	42
様式第 3 号の 1	事業計画書	44
様式第 3 号の 2	指定期間内の業務計画	45
様式第 4 号	指定期間内の収支計画	46
様式第 5 号	申立書	47
様式第 6 号	誓約書	48
様式第 7 号	共同企業体協定書	49
様式第 8 号	共同企業体構成員届出書	51
様式第 9 号	委任状	52
様式第 10 号	指定管理者指定申請辞退届	53
様式第 11 号	質問票	54
様式第 12 号	委任状	55
様式第 13 号	説明会参加申込書	56

広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園指定管理者募集要項

広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園（以下「県緑化センター」という。）の指定管理者を次のとおり募集します。

1 指定管理者の募集の趣旨

これまで、公の施設の管理を自治体が外部に委ねる場合は、相手先が地方自治体の出資法人や公共的団体などに限られていましたが、指定管理者制度の導入（平成 15 年 9 月改正地方自治法施行）により、議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に当該施設の管理を委ねることができるようになりました。

今般、県緑化センターの指定期間が令和 4 年 3 月 31 日で終了することに伴い、指定管理者候補（以下「候補者」という。）の選定に当たり広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

なお、広島県と広島市では、県緑化センターと広島市森林公園（昆虫館以外の森林公園の施設）（以下「市森林公園」という。）について、集客増に向け連携した取組の促進や共同管理による施設運営の効率化の観点から、一体的な管理を行うため、同一の指定管理候補者を募集することとしました。

このため、県緑化センターと市森林公園との一体的な管理運営を条件として、指定管理者の選定に必要な事項を、この募集要項で定めています。

2 施設の概要

施設 の 名 称	広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園		
施設 の 所 在 地	広島市東区福田町 10166-2	位置図（図 1）参照	
施設 の 設 置 目 的	本施設は、県民に緑化に関する知識及び技術を普及し、緑化の推進を図るために設置された「広島県緑化センター」と、都市公園法に基づき設置された都市公園「広島県立広島緑化植物公園」の 2 施設の複合施設である。		
設 立 年 月 日	昭和 55 年（1980 年） 9 月 1 日		
施設及び設備	業務仕様書別表 2 のとおり	施設等配置	施設等配置図（図 2）参照

3 主な関係規程

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (4) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
- (5) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (6) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (7) 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

- (平成 16 年 6 月 25 日 条例第 28 号) (以下「**手続条例**」という。)
- (8) 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
(平成 16 年 6 月 25 日 規則第 47 号) (以下「**手続規則**」という。)
- (9) 広島県緑化センター設置及び管理条例 (昭和 55 年 7 月 14 日 条例第 28 号)
- (10) 広島県緑化センター管理規則 (昭和 55 年 8 月 29 日 規則第 87 号)
- (11) 広島県都市公園条例 (昭和 55 年 7 月 14 日 条例第 29 号) (以下「**都市公園条例**」という。)
- (12) 広島県都市公園条例施行規則 (昭和 55 年 7 月 14 日 規則第 71 号)
- (13) 広島県立広島緑化植物公園管理運営規則 (昭和 59 年 4 月 1 日 規則第 39 号)
- (14) 広島県個人情報保護条例 (平成 16 年 12 月 17 日 条例第 53 号)
- (15) 広島県行政手続条例 (平成 7 年 3 月 15 日 条例第 1 号)
- (16) 行政財産使用規則 (昭和 36 年 3 月 31 日 規則第 14 号)
- (17) 行政財産の使用料に関する条例 (昭和 36 年 3 月 31 日 条例第 31 号)
- (18) 広島県情報公開条例 (平成 13 年 3 月 26 日 条例第 5 号)
- (19) 広島市森林公園条例 (平成元年 9 月 8 日 条例第 43 号)
- (20) 広島市森林公園条例施行規則 (平成元年 10 月 30 日 規則第 129 号)
- (21) 広島市個人情報保護条例 (平成 16 年 3 月 30 日 条例第 4 号)
- (22) 広島市行政手続条例 (平成 7 年 3 月 20 日 条例第 5 号)
- (23) 広島市財産条例 (昭和 39 年 3 月 31 日 条例第 8 号)
- (24) 広島市財産規則 (昭和 56 年 3 月 31 日 規則第 19 号)
- (25) 広島市情報公開条例 (平成 13 年 3 月 29 日 条例第 6 号)

関係する法規については、広島県及び広島市のそれぞれのホームページで検索することができます。

(広島県) <https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrMjF01/init?jctcd=8A8B97723A>

(広島市) <http://reiki.city.hiroshima.jp/reiki/reiki.html>

4 申請資格等

- (1) 申請者は、法人その他の団体とし、法人格を問いません。
(株式会社、任意団体等の組織の形態を問いません。個人は申請資格を有しません。)
- (2) 複数の法人等で構成したグループ (共同企業体、事業協同組合等) が申請する場合は、次に掲げる条件を満たす必要があります。
- ア グループにおける名称を設定してください。
- イ ジョイント方式により構成された団体は、構成員の中から代表となる団体を定めてください。なお、申請日以後の代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。
- ウ 当該ジョイント方式により構成された団体の構成員は、別のジョイント方式により構成された団体の構成員となり、又は、単独で申請することはできません。
- エ 事業協同組合における構成員とは、指定管理業務を担当する組合員とします。
- (3) 新たな法人を設立する場合は、その法人を申請者としてください。申請時に設立されていない場合でも申請できることとしますが、「市森林公園」の指定管理者選定にあたっては、

広島市が行う仮協定書締結までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領書その他これらに準ずる書類を提出してください。

- (4) 申請者は申請に当たり、次に掲げる基準の全てに適合する必要があります。
- ア 県民の平等な県緑化センターの利用が確保されること。
 - イ 事業計画書の内容が、県緑化センターの設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。
 - ウ 事業計画書に沿った県緑化センターの管理を安定して行う能力を有していること。
- (5) 広島県内に本店若しくは支店又はこれに準ずる事務所を有している必要があります。
- (6) 施設の管理に当たって資格、免許等が必要な場合は、その資格等を有している必要があります。
- (7) 法人等又はその代表者が、次に該当する場合は申請資格を有しません。
- ア 法律行為を行う能力を有しない場合
 - イ 破産者で復権を得ない場合
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、広島県又は広島市における一般競争入札等の参加を制限されている場合
 - エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある場合
 - オ 広島県又は広島市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続を妨げた場合又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した場合
 - カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規程する暴力団をいう。）及び暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体である場合（以下「暴力団等」という。）。なお、暴力団等に該当しないか確認するため、申請者の役員の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供します。
- (8) 欠格事項
- 申請者が申請日において、次のアからキまでのいずれかに該当する場合は、選定の対象外とします。なお、ジョイント方式により構成された団体の場合は、団体を構成する会社等のうち1社でも次のアからオまでに該当するとき、当該ジョイント団体は選定の対象外とします。
- ア 広島県の物品調達及び委託・役務業務の競争入札等に係る指名除外要領若しくは建設業者等指名除外要綱の規定により、指名除外措置を受けている場合、又は広島市の広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
 - イ 広島県税、広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
 - ウ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
 - エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
 - オ 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）
 - カ 広島市が行う「市森林公園」の指定管理者募集に応募しない場合

キ 「広島市森林公園（昆虫館以外の森林公園の施設）指定管理者応募要領」に定める申請資格に該当しない場合

5 募集要項の配布時期、説明会等

(1) スケジュール

ア 募集要項の配布	令和3年7月20日から令和3年9月30日まで
イ 説明会の開催	令和3年8月19日
ウ 質問受付期間	令和3年8月2日から令和3年9月3日まで
エ 申請書受付期間	令和3年9月15日から令和3年9月30日まで
オ 書類審査・面接審査	令和3年10月中旬から下旬
カ 審査結果の通知	令和3年11月上旬
キ 仮協定の締結	令和3年11月中旬（市森林公園のみ）
ク 指定管理者の指定	令和3年12月下旬
ケ 協定の締結	令和4年1月以降

(2) 募集要項の配布期間、場所等

- ア 配布期間：令和3年7月20日（火）から令和3年9月30日（木）まで
（ただし、土、日、祝日を除きます。）
午前8時30分から午後5時15分まで
- イ 配布場所：広島県農林水産局森林保全課及び広島県ホームページ

(3) 説明会の開催日時、場所等

- ア 開催日：令和3年8月19日（木）
- イ 開催場所：県緑化センター
- ウ 事前申込：令和3年8月11日（水）までに、説明会参加申込書（様式第13号）を提出してください。（原則、参加をお願いします。）
- エ 参加人数：1申請者につき3名までとしてください。
- オ その他：説明会当日は募集要項及び仕様書を持参してください。

(4) 質問の受付等

- ア 受付期間：令和3年8月2日（月）から令和3年8月27日（金）まで
（ただし、土、日、祝日を除きます。）
- イ 受付方法：所定の質問票（様式第11号）を、広島県農林水産局森林保全課まで、郵送、電子メール又はFAXで提出してください。
- ウ 回答方法：9月10日（金）まで、質問者を明示せずに広島県ホームページに随時掲載します。

(5) 申請書の受付

- ア 受付期間：令和3年9月15日（水）から令和3年9月30日（木）まで
（ただし、土、日、祝日を除きます。）
- イ 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
- ウ 受付場所：農林水産局森林保全課
- エ 提出方法：受付場所に持参又は郵送（特定記録郵便等とし、上記期限までの必着としま

す。) ※電子メール，FAXでの受付はしません。

(6) 書類審査及び面接審査

ア 開催日：面接は，10月中旬から下旬を予定しています。書類審査による事前審査を行ったのち，申請者のヒアリング（プレゼンテーション）を含め，面接審査を行います。

イ その他：開催日時及び場所等は，申請者に対し別途通知します。

(7) 選定結果の通知及び公表

ア 通知日：申請者に対し，令和3年11月上旬を目途に通知します。

イ 公表：審査結果は，申請者の名称，得点等とともに，募集と同じ方法により公表します。

ウ その他：正式に指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故等あるときは，次点候補者を選定することがあります。

(8) 指定管理者の指定及び協定の締結

ア 指定：令和3年広島県議会12月定例会の議決を経た上で指定されます。

イ 協定締結：指定議案の議決後，令和4年1月以降に協定を締結します。

6 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法等

ア 広島県指定管理者選定委員会緑化センター部会（以下、「県緑化センター部会」という。）において，提出書類及び面接により審査し，指定管理者として適当であると判断される団体のうちから第1位順位から第3位順位までの候補者を選定します。

イ 応募団体が5団体を超える場合は，県緑化センター部会で提出書類を審査し5団体を選定（書類審査）したうえで，面接審査を行います。書類審査の結果は全ての申請者に対して書面で通知します。

ウ 面接には，応募団体の代表者（ジョイントによる構成された団体で応募した場合は代表団体の代表者）を含む3名以内（応募団体の職員等に限る）の出席をお願いします。

エ 代表者に代わり代理人が出席する場合は，代表者の委任状（様式第12号）を持参してください。

(2) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は，選定審査の対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 本要項に違反し，又は著しく逸脱した場合

ウ 提出書類等の提出期限を超過してから必要な書類が提出された場合

エ 提出期限までに必要な書類が揃わなかった場合

オ 申請日以後において本要項4に定める申請資格等を満たさなくなった場合

カ その他不正行為があった場合

(3) 評価方法

ア 本県で定めた基準（別表1「県緑化センター指定管理者の申請者の評価基準」（以下「評

価基準」という。)により評価します。

イ 評価基準に定める評価項目ごとに提案内容を点数化し、その合計点の最も高いものを選定する総合点数方式により指定管理者の候補者を選定します。

なお、評価項目ごとの評価の観点及び配点ウェイトは、評価基準のとおりとします。

(4) その他

ア 県緑化センター部会委員および本県関係職員に対し、本件公募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

イ 広島県議会及び広島市議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかった場合及び否決された場合、候補者が本件に関して支出した費用については、本県は補償しません。

ウ 指定管理者の結果通知後、選定された候補者（以下「旧候補者」という。を指定管理者に選定することが不可能になった場合、又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、申請を行った旧候補者以外の他の法人等を新たな候補者として選定する場合があります。

7 提出書類

(1) 別紙1「提出書類一覧表」のとおり提出してください。なお、申請者の発行済株式の100%を保有している親会社（株式会社に限る。）がいる場合は、親会社の財務状況も評価の対象としますので、申請者と同様に財務書類及び団体の概要を記載した書類を提出してください。

(2) 提出部数：11部

(正本1部、副本（副本は複写とし、会社名を記載しないでください。）10部。)

(3) その他留意事項

ア 1団体（1グループ）が、この募集において複数の申請をすることはできません。

イ 提出された書類の内容は、軽微な変更を除き、提出後には変更できません。

ウ 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

エ 本県が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、本県の下承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

オ 申請団体が応募に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請団体が負うこととします。

カ 申請書類の著作権は申請者に帰属しますが、本県が候補者の選定の公表等に必要な場合には、本県は申請書類の著作権を無償で使用できるものとします。

キ 提出された申請書類等は選定者又は落選者の如何に関わらず公文書になるため、広島県情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合は、原則として請求者に対して開示されます。

ク 本件に関して提出された書類は、広島市及び広島市経済観光局指定管理者審議会森林公園審査部会が使用できるものとします。

ケ 法定雇用障害者数（注1）を達成していない申請者は、広島市森林公園指定管理者応募要領（令和3年度7月）「7提出書類」の（2）コに定める書類を広島市に提出してください。

（注1）「法定雇用障害者数」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に基づき算出されたものをいう。

8 管理の基準

（1）利用日時

利用日	広島県緑化センター設置及び管理条例第6条に定める休園日以外の日
利用時間	午前9時から午後4時まで

※ 特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て変更することができます。

（2）県緑化センターの利用の制限に関する事項

ア 本要項3の主な関係規程に定めるところにより、入園の拒否、県緑化センターからの退去などを命じることができます。

イ 都市公園条例第2条に定める行為の許可については、知事が行います。

（物品販売・頒布、集会・展示会による占有、業としての写真撮影、興業等）

（3）広島県個人情報保護条例の適用について

指定管理者には、広島県個人情報保護条例第3条の規定により、施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関しては、本県と同等の責務（収集の制限、適正管理、利用及び提供の制限等）が課せられます。

（4）広島県行政手続条例の適用について

指定管理者は、広島県行政手続条例第2条第2号の「行政庁」に該当するため、設備の利用許可等は同条例の定めに従って行うこととなります。

（5）広島県情報公開条例の適用について

指定管理者には、広島県情報公開条例第3条の規定により、情報公開の努力義務が課せられるほか、後日本県と締結する協定において、本県から管理業務に関する文書等の提出の要求があった場合、これに応じなければなりません。

9 指定管理者が行う業務

※詳細は別紙2「県緑化センター業務仕様書」による。

（1）業務の範囲

ア 県緑化センターの運營業務

イ 県緑化センターの施設及び設備の維持・管理業務

（2）利用促進の取組

ア 県緑化センターと市森林公園の両施設の有効活用による集客力の増加に関すること。

イ 県緑化センターの利用促進を図るため、本県が設定している数値目標を参考にした上で、独自の数値目標及び達成するための利用促進策を提案してください。

本県の数値目標：令和4～8年度 10万人／年

(参考) 過去5箇年の入園者数

単位：人

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
入園者数	93,335	94,391	83,487	101,393	114,163

(3) 管理業務外の業務

指定管理者は、施設の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により自主事業を実施できるものとします。この場合、あらかじめ県との協議を必要とします。

10 指定管理費用基準額

本県が指定管理者として指定された法人等に支払う管理費用の5ヵ年の総額の上限額(管理費用基準額)は次のとおりとします。

管理費用基準額	307,445千円(消費税率10%として積算。)
---------	--------------------------

各年度の管理費用の額は、事業実施内容により増減があるため、本要項12に定める「年度別協定」において、毎年度定めるものとします。上記の指定管理料の上限額は、消費税率10%適用の場合の額です。

11 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とします。

12 協定等に関する事項

指定管理者として指定する法人等が本県と締結する協定については、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)毎の事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」とします。

【協定の内容】

(1) 基本協定

- ア 業務に関する基本的な事項
- イ 本県が支払うべき管理費用に関する基本的な事項
- ウ 情報公開に関する事項
- エ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する基本的な事項
- オ 事業報告・業務報告・業務点検に関する事項
- カ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- キ リスクの管理・責任分担に関する事項
- ク その他

(2) 年度別協定

- ア 当該年度の業務内容に関する事
- イ 当該年度に県が支払うべき管理費用に関する事項
- ウ その他

13 その他

(1) 申請費用

申請に要する費用は、申請者の負担とします。

(2) 事業報告・業務報告等

本県は、指定管理者に毎年度事業報告を求めるとともに、必要に応じて業務報告を求めることがあります。また、指定管理者制度導入施設における業務点検ガイドラインに基づく業務点検を実施します。

(3) 申請の辞退

提出書類を提出した後に申請を辞退するときは、指定管理者指定申請辞退届（様式第 10 号）を提出してください。ただし、提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

(4) 協定締結前の取扱い

本県は、指定管理者の候補者が協定の締結までに次の事項に該当するに至ったときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

ア 本要項 4 に定める申請資格等を満たさなくなると認められるとき。

イ 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

ウ 社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(5) 責任分担

施設の管理等に関する責任分担（リスク）については、協定において定めることとしますが、考え方は「別紙 2 県緑化センター業務仕様書」の別表 4 のとおりとします。

(6) 経理管理

ア 経費の適正管理

県緑化センターの管理・運営に係る経費について、指定管理者の他業務等を管理する口座とは、別の口座により管理するものとします。

イ 証拠書類の保存

県緑化センターの管理に係る収入及び支出の状況については、適切に帳簿に記帳し、当該収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類については、当該年度の業務完了後、翌年度から起算して、帳簿については 10 年間、証拠書類については 5 年間保存しなければなりません。なお、これらの関係書類については、本県が閲覧を求めた場合は、これに応じなければなりません。

(7) 光熱水費等（ガス、電気、電話料金）の支払いについて、令和 4 年 3 月 31 日までの使用料金は、現在の指定管理者が、令和 4 年 4 月 1 日以降の使用料金は、次期指定管理者が支払うこととします。また、令和 8 年度末の指定管理者の引継ぎ時も同様とします。

ただし、令和 4 年 3 月 31 日までの使用料金が確定できない場合には、本県と協議のうえ支払額を確定します。

(8) 施設の管理運営に係る引継ぎについては、基本協定締結後、随時行うこととします。また、現指定管理者の受け付けた指定期間以降の予約については、引き継ぐこととし、指定管理者の変更により利用申込者が不利益を被らないよう、配慮していただきます。

(9) 共同企業体が指定管理者として指定された場合には、基本協定の内容に次の条項を規定し

ます。

「本県は、第○項の規定に基づき、指定管理者に対して指定の取消し又は管理業務の停止（以下「指定の取消し等」という。）を行う場合には、当該指定の取消し等について責めを負うべき指定管理者の構成員及び当該構成員と共同で管理業務を行う他のすべての指定管理者の構成員（当該指定の取消し等について責めを負わないと明らかに認められる構成員を除く。）に対しても同様の処分を行うものとする。」

14 問合せ先

広島県農林水産局森林保全課 担当：森づくり推進グループ 山野・石井

住 所：〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電 話：082-513-3694

FAX：082-223-3583

E-mail noushinrin@pref.hiroshima.lg.jp

県緑化センター指定管理者の申請者の評価基準

広島県と広島市では、県の管理する県緑化センターと市の管理する市森林公園の両施設の利用者の利便性向上と効率的な管理運営を図る観点から、同一の指定管理者による一体的な管理を行う。このため、指定管理者候補の選定に当たっては、広島県と広島市が一つの評価基準により一体的に評価する。

評価項目	配点
<p>【利用者の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕</p> <p>① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。</p> <p>② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、どのような方策がとられているか。</p>	5点
<p>【施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕</p> <p>① 県緑化センターと市森林公園の両施設の利用促進策が具体的なものになっているか。</p> <p>② 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。</p> <p>③ 県緑化センターと市森林公園の両施設の維持管理の内容が具体的なものになっているか。</p> <p>④ 自然体験活動等の事業の内容は県緑化センターと市森林公園の両施設の設置目的に沿ったものになっているか。</p> <p>⑤ 利用料金(市森林公園)等は、利用者サービスを考慮したものになっているか。</p>	35点
<p>【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していることと認められること。】 〔評価のポイント〕</p> <p>① 団体の経営は安定しているか。</p> <p>② 県及び市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。</p> <p>③ 個人情報等の管理体制は適正か。</p> <p>④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。</p> <p>⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。</p>	35点
<p>【県緑化センターと市森林公園の両施設の有効活用による利用者の増加が図られていること。】 〔評価のポイント〕</p> <p>① 両施設の特徴を生かしつつ、両施設を連携させた新たな事業提案を行うなど、利用者の増加に向けた内容になっているか。</p>	15点
<p>【管理経費の縮減】</p> <p>① 県に提案した県緑化センター申請提案額（以下「県提案額」という。）と市に提案した市森林公園申請提案額（以下「市提案額」という。）の合算額（以下「提案額」という。）で算出する。</p> <p>② 県提案額が県の指定管理料の上限額を超える場合、又は市提案額が市の指定管理料の上限額を超える場合は、0点とする。</p> <p>③ 市提案額が市が設定した下限額を下回る場合、調査の結果、業務が適正に履行されないおそれがあると認められるときは0点とし、適正に履行されると認められるときは満点（10点）とする。</p> <p>④ 上記②及び③以外の場合は、次の算式により採点する。ただし、その数値が1未満の場合は1点とする。</p> <p>〔算式〕</p> $\left[\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times 10 \text{点} \right] \text{ 小数点第2位を四捨五入}$	10点
計	100点

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外とする。

加減点項目・配点

<p>【障害者雇用率の達成】</p> <p>① 障害者雇用率が2.3%を超えて3.45%未満の場合は4点加点 ② 障害者雇用率が3.45%以上で4.6%未満の場合は7点加点 ③ 障害者雇用率が4.6%以上の場合は10点加点 ④ 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合は2点減点</p>	<p>公庫・公団等の特殊法人等の場合は、障害者雇用率を「2.3%→2.6%」「3.45%→3.9%」「4.6%→5.2%」と読み替える。</p>
<p>【環境問題への配慮】</p> <p>ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション21を取得している場合は5点加点</p>	
<p>【男女共同参画・子育て支援の推進】</p> <p>① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点 ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合は2点加点 ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点 ④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を受けている場合は2点加点</p>	
<p>【地域貢献度】</p> <p>① 広島市内に、本店がある場合は4点、本店がなく支店がある場合は2点、その他事業所等がある場合は1点を加点する。 ② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、8割以上の場合は3点、5割以上で8割未満の場合は2点、2割以上で5割未満の場合は1点を加点する。</p>	
<p>上記の項目の合計得点に0.5を乗じたものを加減点項目全体の得点とする。</p>	

※ ジョイント方式により構成された団体の場合、加点項目は全社が当該項目に該当する場合に加点し、減点項目は1社でも当該項目に該当する場合に減点する。

※ 【地域貢献度】の①については、事業活動を行っている事業所等があれば雇用が創出され、地域経済の活性化につながることから加点している。このため、事業所等の登記を行っている場合であっても、広島市が調査した結果、事業活動の実体がないと判断したときは加点しない。

提出書類一覧表

提出書類は、やむを得ない場合を除き、原則として日本工業規格A列4とし、次の順序に従い、ファイル等に綴じて提出してください。提出部数は、正本1部、副本10部とします。副本は複写とし、会社名を記載しないでください。

ジョイント方式により構成された団体の場合、添付書類は全ての構成員について提出してください。

1 指定管理者指定申請書【手続規則第3条関係】（様式第1号）

2 事業計画書【手続規則第3条第1項関係】

事業計画書には、次の事項について記載すること。

- (1) 公の施設の管理運営にかかる基本方針（任意様式）
- (2) 県緑化センターの管理運営に関する計画（様式第2号の1）
 - ア 利用者の平等利用を確保することができること
 - イ 施設効用が最大限に発揮されること
 - ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力人的能力を有していると認められること
 - エ 県緑化センターと市林公園の両施設の有効活用による利用者の増加が図られていること
- (3) 指定管理実績調書（様式第2号の2）
- (4) 指定予定期間内の年度ごとの業務の実施計画（様式第3号の1、3号の2）
- (5) 指定期間内の年度ごと及び全体の収支計画（様式第4号）

3 添付書類【手続規則第3条第2項関係】

- (1) 広島市が推進すべき施策に関する報告書（広島市森林公園（昆虫館以外の森林公園の施設）指定管理者応募要領の提出書類様式第6号）の写し
- (2) 申請者の定款，寄附行為，規約またはこれらに準ずるもの
- (3) 法人等であることを証する書類（※）
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度から過去3箇年の事業報告書，同過去3箇年の財務諸表，その他経営の状況を明らかにする書類（※）
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書
- (6) 団体の概要を記載した書類（※）
- (7) 「法人等又はその代表者が申請資格を持たない者（本要項4の（7）」に該当しないことを証する書類（様式第5号）
- (8) 広島県税，広島市税，法人税又は消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類（※）
- (9) 暴力団排除及び社会保険等の加入等に係る誓約書（様式第6号）
- (10) 障害者の雇用状況を確認できる書類（※）
- (11) 指定管理者として業務を実施する上で有用な各種資格を有する者がいる場合は，資格者

一覧表（管理運営のために必要な法定業務は別表3のとおり）

- (12) 就業規則及び労使協定書の写し
- (13) 社会保険加入を証する書面の写し
 - ア 健康保険及び構成年金保険について
令和3年7月分の保険料の納入にかかる領収書の写し及び直近の被保険者標準報酬決定通知書の写し
 - イ 労働保険について
令和2年度確定及び令和3年度概算保険料の領収書の写し及び令和2年度確定及び令和3年度概算保険料申告書の写し（社会保険番号がある場合はすべて）
- (14) グループ（共同企業体、事業協同組合等）が申請する場合は、次（ア～ウ）の書類
 - ア 共同企業体協定書（様式第7号）
 - イ 共同企業体構成員届出書（様式第8号）
 - ウ 委任状（様式第9号）
- (15) 事業所調書兼実体調査同意書（広島市森林公園（昆虫館以外の森林公園の施設）指定管理者応募要領の提出書類様式第16号）の写し
- (16) 次のア～キに該当する場合は、該当の書類の写しを提出してください。
 - ア ISO14001 登録証の写し
 - イ ISO14005 の登録証の写し
 - ウ エコアクション21 認証・登録証の写し
 - エ 次世代育成支援対策推進法に基づき策定した「一般事業主行動計画」の写し
 - オ 次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主認定通知書」の写し
 - カ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき策定した「一般事業主行動計画」の写し
 - キ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「基準適合一般事業主認定通知書」の写し

※書類の内容

区分		証明する書類
3 (3)	法人の場合	法人の登記事項証明書 (申請日の3か月以内に交付されたもの)
	地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体の場合	地方自治法第260条の2第12項の証明書など
	その他の非法人の場合	団体の規約、構成員名簿など 共同企業体の場合は、共同企業体協定書（様式第7号）、共同企業体構成員届出書（様式第8号）、委任状（様式第9号）
3 (4)	申請書を提出する日の属	法人税申告書の写し（税務官署受付印のあるもの。ただし e-tax の場合は受信通知などが確認できること）、勘定科目内訳明細書、

<p>する事業年度の前年度から 過去3箇年の事業報告書、 同過去3箇年の財務諸表、 その他経営の状況を明らか にする書類</p>	<p>貸借対照表，損益計算書，事業報告書，株主資本等変動計算書， 個別注記表，キャッシュフロー計算書，附属明細書，会計監査人 又は監査役会により監査を受けた場合その監査報告書</p> <p>※組織規模等により，作成が義務付けられていない書類については，提出不 要。申請者の発行済株式の100%を保有する親会社（株式会社に限る。）がい る場合は，親会社の書類も提出する。</p> <p>※新たに設立される法人等については，申請書を提出する日の属する事業年 度に係るもののみで足りることとする。</p> <p>※場合によっては，財産目録等の提出を求めることがある。</p>
<p>3 (6) 団体の概要を記載した書 類</p>	<p>ア 団体の概要（市様式7）※ イ 役員名簿（市様式8） ウ 設立趣旨，事業内容，役員名簿（法人以外の団体にあつては、 代表者又は管理人等の名簿），従業員数，資本の額その他経営 規模など申請団体の概要が分かるもの。 エ 申請者の発行済み株式の100%を保有する親会社（株式会社に 限る。）が要る場合は，親会社の書類も提出。</p>
<p>3 (8) 広島県税，広島市税，法人 税又は消費税及び地方消費 税を滞納していないことを 証する書類</p>	<p>申請日前3ヶ月以内に発行された</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県知事が発行する県税納税証明書 ・広島市長が発行する市税納税証明書 ・税務署長が発行する納税証明書その3の3（法人税と消費税及 び地方消費税の未納の税額がないことの証明。）
<p>3 (10) 障害者の雇用状況を確認 できる書類</p>	<p>○障害者雇用状況報告書の作成義務のない団体で障害者を雇用 している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害者雇用状況報告書」（市様式9）の写し ・障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを 確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ①本人の身体障害者手帳又は療育手帳等（写し） ②本人の健康保険証等（写し） <p>※住所，生年月日及び被保険者等記号・番号等が記載さ れている場合は，当該部分を黒塗りしてください。</p> <p>○独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構へ申告義務のある団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度分及び令和2年度分の「障害者の雇用の促進等 に関する法律」に定める障害者雇用納付金に係る申告書の 写し及び納付が確認できる書類の写し ・令和2年度分の障害者雇用状況報告書の写し <p>○障害者雇用状況報告書の作成義務のある団体のうち法定雇用 障害者数を達成していない団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用計画書（市様式10）の写し

<p>3 (13) 社会保険加入を証する書面の写し</p>	<p>○健康保険及び厚生年金保険について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年7月分の保険料の納入にかかる領収書の写し ・直近の被保険者標準報酬決定通知書の写し <p>○労働保険について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度確定及び令和3年度概算保険料の領収書の写し ・令和2年度確定及び令和3年度概算保険料申告書の写し（社会保険番号がある場合はすべて）
-----------------------------------	--

※「市様式」とは広島市森林公園（昆虫館以外の森林公園の施設）指定管理者応募要領の提出書類様式をいう。

県緑化センター業務仕様書

1 県緑化センターの運營業務

(1) 県緑化センターを一般の利用に供する業務

ア 利用調整業務

(ア) 口頭、電話及びFAX等での利用申し込みも受け付け、円滑な利用調整を行うこと。

(イ) 利用に関する口頭、電話及びFAX等による問い合わせに対して適切に対応すること。

(ウ) 団体（学校、企業等）での利用がある場合、入園者の平等かつ快適な利用が確保されるよう調整すること。

イ 入園者等管理業務

(ア) 許可の必要な行為に関する許可内容の遵守、無許可実施等を監視し、報告すること。

(イ) 関係法規に準じ、入園の拒否又は退去命令を行うこと。

(ウ) 県緑化センター内での入園車両等による事故防止に努めること。

ウ 利用状況管理業務

(ア) 正確な入園者数の把握に努め、毎月の入園者数を翌月 10 日までに県へ報告すること。

(イ) 緑化に関する業務結果（緑化相談件数、講習会参加者数等）を翌月 10 日までに県へ報告すること。

エ 利用促進業務

(ア) 宣伝広報業務

施設の利用促進を図るため、適切な広報活動を実施すること。

(イ) 利用実態分析業務

施設の利用促進を図るため、利用者ニーズの把握等に努めること。

オ 飲食提供業務

(ア) 飲食施設の設置

利用者の利便性向上のため、食堂又は飲食が提供できるサービスを行わなければならない。なお、指定管理者による県緑化センター内でのその他の販売行為は原則として禁止する。ただし、県と協議し、県緑化センターの設置目的に合致し、利用促進等に資するものであると県が認める場合については、この限りでない。

(イ) 飲食施設の内容

前記（ア）の飲食施設として、次のいずれかを設置しなければならない。

a 食堂

b 飲食物を取り扱う売店

c 飲食物を取り扱う自動販売機

(ウ) 飲食施設の設置許可

飲食施設の設置にあたっては、行政財産使用規則第 3 条による使用の許可を受けなければならない。

(エ) 業務に要する経費

食事の提供に要する経費については、利用者からの料金徴収において賄うこととし、

指定管理料の積算に含まない。

(オ) 飲食施設の設置に係る使用料及び電気料

飲食施設の設置に係る使用料については、行政財産の使用料に関する条例第2条1項に基づき算定した額を支払わなければならない。

また、飲食施設に係る電気料については、県に納付すること。

(2) 緑化に関する情報及び資料の提供

緑化に関する情報を常に収集し、情報の分析に努め、積極的に発信すること。

(3) 緑化に関する相談業務

緑化に関連する相談内容に対応できる体制を常に整え、正確かつ誠実な回答に努めること。

(4) 緑化に関する講習会の開催

ア 緑化に関する講習会について、上記(1)、(2)での情報やニーズ、相談内容を基に企画し、積極的に開催すること。

イ 開催した講習会の内容・結果・講師等の情報を整理し、常に実施効果の高い講習会の開催に努めること。

(5) 緑化技術に関する調査、研究及び指導

ア 緑化に関連する、新しい「考え方」、「情報」、「技術」等の調査・研究に常に努めること。

イ 緑化普及効果の高い公共機関、企業等に対し、積極的な緑化指導を図ること。

(6) ボランティア団体等の育成・活動拠点づくり

ア 森林関係ボランティアの育成及び団体等への技術指導に努めること。

イ 企業の環境保全活動(CSR)等への支援やフィールドの提供に努めること。

(7) その他緑化の推進を図るために必要な業務

ア 効果的な緑化普及を推進するため、他機関・団体等と積極的に連携を図ること。

イ 県緑化センター内に設置された苗畑等を、緑化の推進に有効に活用すること。

ウ その他自主事業等により、積極的に緑化推進等を図ること。

(8) 県緑化センターと市森林公園の両施設の有効活用に関すること。

2 県緑化センターの施設及び設備の維持・管理業務（仕様）

項 目	必要管理項目	頻 度
清掃	日常・定期的な清掃（床，便所，ガラス，園路等） （本館，学習展示館，レストハウス，緑の相談所，野外施設，屋外便所等）	原則，毎日 施設，設備の保守に留意し，全ての利用者に清潔感を与えるよう努めること。
緑地修景管理及び点検	除草，剪定，薬剤散布，かん水，施肥，歩道管理，側溝・溜桝・池・危険木の点検伐採等の管理 等	必要に応じて随時 緑地・修景の美化に留意し，全ての利用者に美しい景観を与えとともに，利用者の安全を確保する。
防火設備	消防用施設 ①総合点検 ②機能点検	①年1回以上 ②年1回以上
電気設備	設備容量 265KVA ①定期点検 ②精密点検	①月1回以上 ②年1回以上
機械設備	日常保守管理 定期点検	必要に応じて随時
上水・中水施設保守管理	①配水池清掃，ろ過器清掃，消毒薬補充，井戸ポンプ清掃，残留塩素測定 ②水質検査	①必要に応じて随時 ②年1回以上
浄化槽	法定検査	年1回
污水处理	回転円盤方式+接触酸化方式 対象処理人員 747人槽 汚水量 150m ³ 污水处理装置点検 等	年4回以上
空調機器	①日常保守管理 ②定期点検	①必要に応じて随時 ②年4回以上
電話交換機	日立 CX-256-MS 電子交換機 局線4回線，内線32回線 保守点検	月1回以上
電気，ガス等の使用料の記録・支払い	中国電力，LPガス	毎月
ごみ収集及び運搬	一般廃棄物	必要に応じて随時
施設及び設備の軽微な修繕		必要に応じて随時

幼苗育成管理	県緑化センターの保有する幼苗の育成管理	必要に応じて随時
管理用車両	バン 1 台 軽トラック 1 台 } 備品車両 ※リース車両 2 台	備品車両の定期検査等 ※指定管理者は、備品車両のほかに園内の管理に必要な車両 2 台をリースにより調達すること
県有物品管理	無償で貸し付ける物品の維持管理 (別表 5)	必要に応じて随時
警備	建物の開錠及び施錠，閉館時における施設の機械警備	毎日
樹木緊急点検 (上記緑地修景管理で行う点検以外)	利用が集中する広場・建物周辺，遊歩道・作業道・登山道・メイン動線の道沿いの樹木について，専門的知識のある者が揺すり調査や打音調査により，枯損等の樹木の異常を調査点検する。 (別紙「倒木のおそれのある樹木調査実施仕様書」のとおり)	随時

倒木のおそれのある樹木調査 実施仕様書

1. 対象地

広島県緑化センター内の広場・道路沿い林地・駐車場・遊歩道・利用施設周辺等

2. 対象木

倒木によって、人的被害等発生の恐れのある樹木を対象とする

3. 調査内容

倒木の恐れのある樹木等の調査

4. 調査方法

目視調査・・・腐朽，枯損の有無等の調査
揺すり調査・・・揺すりによる根元強度の調査
打音調査・・・必要に応じて

5. 調査結果の判定

危険度合により区分する

6. 調査結果のまとめ等

- ① 現地へのマーキング
- ② 記録
- ③ 緊急性があると判断された樹木の対処状況
- ④ 上記調査結果を四半期毎に県に報告する

施設及び設備の内容

施設名	面積	設備等	構造
建物	2,921 m ²		
管理事務所（本館）	613 m ²	事務室，相談室，調査実習室	RC 造， 平屋一部地下
学習展示館	500 m ²	展示室，学習室	RCS 造，平屋建
緑の相談所	382 m ²	相談室，展示室，休憩所	RC 造，平屋建
レストハウス	270 m ²	食堂，売店	RC 造，平屋建
苗畑作業舎	365 m ²	作業室，木工機械室，資材倉庫等	S 造，平屋建
温室	165 m ²	2 棟（展示用，調査実習用）	鉄骨アルミ造， 平屋建
休憩所	212 m ²	あずまや・ログハウス 8 棟	W 造，平屋建
野鳥観察小屋	8 m ²	1 棟	W 造，平屋建
便所（独立棟）	66 m ²	3 棟	RC 造（1 棟 W 造） 平屋建
その他管理建物	340 m ²	車庫，燃料庫，浄水場管理棟 下水処理場機械棟，バルブ室棟， ボイラー室棟，アスレチック管理棟	S 造，補強 CB 造等， 平屋建
植栽地等	2,077 a		
植樹見本園	200 a	中高木見本園，低灌木見本園，紅黄葉樹見 本園，地被植物見本園，公園・学校・工場 緑化見本園，芳香樹見本園，針葉樹見本園， 生垣見本園，水生植物見本園，椿園，洋風 庭園，和風庭園，ロックガーデン，水と木 のふれあい広場	
展示の森	1,640 a	県木の森，さくらの森，野鳥の森， マツタケ林等	
苗畑	60 a		
多目的広場	27 a		
休養園地	40 a		
樹木探勝園	110 a	グリーンアドベンチャー 60 種	
駐車場	139 a	第 1 駐車場 51 a，第 2 駐車場 31 a， 第 3 駐車場 23 a，第 4 駐車場 19 a 第 5 駐車場 15 a	
遊歩道	12,000m	総延長	

管理運営に係る許認可、資格、法定業務一覧表

1 管理運営のために必要な許可

許可の名称	内 容	根拠法令等	備 考
飲食店の営業の許可	レストハウス内の食堂の管理運営	食品衛生法	

2 管理運営のために必要な資格

資格の名称	内 容	根拠法令等	備 考
防火管理者	施設等の防火管理業務の実施	消防法	

3 管理運営のために必要な法定業務

業務の名称	内 容	根拠法令等	備 考
防火管理業務	消防法に基づく「防火管理者」の指導のもとに実施すること	消防法	
消防用設備点検報告業務	消防法に基づく「消防設備士」又は「消防設備点検資格者」の資格を有する者が実施すること又は当該資格を有する者を雇用している法人等に委託すること		
浄化槽保守点検業務	浄化槽法に基づく「浄化槽管理士」の資格を有する者が実施すること又は当該資格を有する者を雇用している法人等に委託すること	浄化槽法	
浄化槽定期水質検査業務	指定検査機関（（社）広島県環境保全センター）の検査を受けること		
浄化槽清掃業務	浄化槽法に基づく浄化槽清掃業の許可を取得すること又は当該許可を取得している法人等に委託すること		
電気工作物保守点検業務	電気事業法に基づく「電気主任技術者」の資格を有する者が実施すること又は当該資格を有する者を雇用している法人等に委託すること	電気事業法	
貯水槽清掃検査業務	委託する場合は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく登録業者に委託すること	水道法	
浄化槽汚水排水水質検査業務	計量証明事業所の検査を受けること	水質汚濁防止法	
公共建築物定期点検業務	建築基準法第12条第2項に定める者が実施すること又は同項で定める資格を有する者に委託すること	建築基準法	
警備業務	委託する場合は、警備業法に基づく登録業者に委託すること	警備業法	

責任分担（リスク）負担区分一覧表 別表4

リスクの種類		リスクの内容		負担者		備考	
				県	指定管理者		
共通事項	不可抗力によるリスク	施設等の復旧		○			
		県又は指定管理者の行為とは無関係に外部から生じる障害で、通常の予防では防止し得ないもの（戦争、テロ、風水害、地震等） 応急措置 施設等の復旧が完了するまでの管理業務の実施への影響（休業等）			○		
	制度関連リスク	法制度リスク	施設等の設置基準の変更により施設等の新設又は改築を要するもの 関係条例等の整備		○		
			法制度の新設・変更に伴うもの 管理基準の変更による管理コストの増加		○	△	注) 1
			上記以外			○	
		許認可取得リスク	上記に伴う新たな許認可等の取得		○		
	上記以外			○			
	税制度リスク	税制度の変更に伴うもの		指定管理者制度、管理条例に影響を及ぼすもの（消費税等）	○		
				法人に影響を及ぼすもの（法人税、固定資産税等）		○	
	社会リスク	住民対応リスク	想定外の住民運動、訴訟、要望等		○		
			上記以外		△	○	注) 2
		環境問題リスク	想定外の周辺地域への環境問題（水量減、水質悪化、騒音、臭気等）		○		
			上記以外		△	○	注) 2
	上記リスクに伴う管理業務の中断・中止リスク		県の責めによるもの（県の債務不履行、施設の廃止等）		○		
			指定管理者の責めによるもの（事業放棄・破綻等）			○	
維持管理業務	運営開始遅延リスク	管理業務開始の遅延		規程整備、債務負担措置等の遅延に伴うもの	○		
				運転資金確保、開業準備等の遅延に伴うもの		○	
	支払遅延・不能リスク	県の管理費用の支払遅延・不能等に伴うもの		○			
	計画変更リスク	管理業務の内容変更		県による新たな施設整備に伴うもの	○		
				上記以外		○	
	施設欠陥リスク	施設等の欠陥によるもの		○			
	維持管理水準リスク	提供サービス水準の維持			○		
	維持管理コストリスク	維持管理コストの増大・減少		県の責めによる業務内容の変更に伴うもの	○		
				上記以外（物価・金利の変動等）		○	
	施設等損傷リスク	事故・火災等によるもの（県の責めによるものを除く）		△	○	注) 3	
		劣化によるもの（一部消耗品等を含む）			○		
	物品更新リスク	物品の更新		県の設置した備品	○	△	注) 4
				県の設置した消耗品		○	
				上記以外		○	
	修繕費リスク	大規模修繕		○	△	注) 5	
小破修繕		○	△				
		1件50万円以上で、指定管理者の管理不備によらないもの		○	△		

			上記以外		○	
その他の業務	来園者リスク	来園者，利用者とのトラブル等			○	
	事故リスク	来園者の交通事故，食中毒，レジオネラ症等の事故	県の施設等の欠陥によるもの		○	
			上記以外			○
	盗難紛失リスク	料金，物品の盗難，紛失等			○	
	営業リスク	営業に伴うトラブル，事故等			○	
イベントリスク	イベントの実施に伴うトラブル，事故等			○		

- 注) 1 基本的には県が負担するが，指定管理者の管理業務の簡易な見直しで対応できる場合は，指定管理者が行うものとする。
- 2 基本的には指定管理者が対応するが，県に報告し，県の指示を受けるものとする。
- 3 基本的には指定管理者が対応するが，建物の火災保険の加入は県が行う。
- 4 基本的には県の負担とするが，指定管理者による更新も認める。
- 5 基本的には県の負担とするが，指定管理者による修繕も認める。
- 6 指定管理者は，保険の加入等の対策を行うこと。

別表 5

県有備品一覧表

物品分類コード	細品名	単位	区分	備品番号	規格	単価	貸付・管理委任期間	所属
11070104	モニターテレビ	台	委任	9500415	ソニー KX-34-HV2	317,700	29.4.1～34.3.31	森林保全課
11310101	戸棚	本	委任	9500035	タテヤマハイケース HB66アルミガラス	110,000	29.4.1～34.3.31	森林保全課
11310103	食器戸棚	本	委任	9501775	ステンレス W1100×D600×H1800	195,000	29.4.1～34.3.31	森林保全課
11410101	金庫	個	委任	9500206	M-36	188,000	29.4.1～34.3.31	森林保全課
11710101	穿孔機	台	委任	9500167	角ノミ機	245,000	29.4.1～34.3.31	森林保全課
13010201	コンプレッサー	台	委任	9500017	富士自動圧力 S/W SH2	149,000	29.4.1～34.3.31	森林保全課
13011301	電動・空気工具	台	委任	9500038	マキタ 2116A バンドソー	186,000	29.4.1～34.3.31	森林保全課
13011301	電動・空気工具	台	委任	9500042	寺西 JPM-1000S 糸鋸	220,000	29.4.1～34.3.31	森林保全課
13410401	機械洗滌機	台	委任	9500014	丸山製作所 MS-2502EW-K	163,700	29.4.1～34.3.31	森林保全課
13410501	研磨機	台	委任	9500021	長谷川 HUS	469,000	29.4.1～34.3.31	森林保全課
13410101	鋸盤	台	委任	9500010	横切昇降盤	297,000	29.4.1～34.3.31	森林保全課
13410101	万能木工器	台	委任	9500001	西野 SA-60	630,000	29.4.1～34.3.31	森林保全課
13470301	粉碎機	台	委任	9500004	粉砕塵埋量 5kg/hr	216,000	29.4.1～34.3.31	森林保全課
13410101	無菌箱	個	委任	9500001	サンコープラスチック DX11-2021	144,000	29.4.1～34.3.31	森林保全課
13410101	ろくろ	台	委任	9500041	シンポ工業 オールマイティ WRA-02	375,000	29.4.1～34.3.31	森林保全課
14110401	乾燥装置	台	委任	9500039	リーダー号 MS-10型 椎茸乾燥仕上機	268,000	29.4.1～34.3.31	森林保全課
14110101	顕微鏡	台	委任	9500089	SZ-TR-1 双眼実体用	170,000	29.4.1～34.3.31	森林保全課
14110101	顕微鏡	台	委任	9500090	BHT-321	285,000	29.4.1～34.3.31	森林保全課
14110101	顕微鏡	台	委任	9500091	CHB-S-223	158,000	29.4.1～34.3.31	森林保全課
14110601	恒温槽	台	委任	9500016	1C-91 プロパン低温用	580,000	29.4.1～34.3.31	森林保全課
14110601	恒温槽	台	委任	9500019	サンヨー MIR-550型	585,000	29.4.1～34.3.31	森林保全課
14110501	殺菌装置	台	委任	9500001	HA-24D	320,000	29.4.1～34.3.31	森林保全課
14110101	電気定温乾燥器	台	委任	9500015	DS-62	129,600	29.4.1～34.3.31	森林保全課
14110101	電気定温乾燥器	台	委任	9500016	DK-62 送風定温	184,500	29.4.1～34.3.31	森林保全課
15110401	照度計	個	委任	9500056	SPI-71 300000Iへ	108,000	29.4.1～34.3.31	森林保全課
15110401	照度計	個	委任	9500057	SPI-71 300000Iへ	108,000	29.4.1～34.3.31	森林保全課
15110301	水準器	個	委任	9500011	オートレベル	125,600	29.4.1～34.3.31	森林保全課
15110301	トランシット	個	委任	9500009	ニコン NT2-C	312,000	29.4.1～34.3.31	森林保全課
15210303	ビデオ再生機	台	委任	9500133	ソニーSLV-R5	108,000	29.4.1～34.3.31	森林保全課
18210101	貨物自動車	台	委任	9636480	マツダ カペラ カーゴワゴン AT	1,180,000	29.4.1～34.3.31	森林保全課
19010101	図書	冊	委任	9513833	原色図鑑 A5 57冊	185,040	29.4.1～34.3.31	森林保全課
19010102	法規集等	冊	委任	9513814	現行法規総覧 99巻	117,000	29.4.1～34.3.31	森林保全課
14110601	投影機	台	委任	0508409	LV-7245J	202,230	29.4.1～34.3.31	森林保全課
18210103	軽四輪貨物自動車	台	委任	1800406	マツダ EBD-DG16T(広島 480 つ 1500)	891,560	30.8.8～34.3.31	森林保全課
18210101	貨物自動車	台	委任	0608190	マツダ ファミリアバン (広島400つ21-81)	1,138,935	03.2.3～04.3.31	森林保全課
18210101	乗用自動車	台	委任	0805648	広島501む9510 小型乗用 マツダ デミオ	986,050	03.6.25～04.3.31	森林保全課

※別表 5 の備品は、令和 3 年 7 月現在のもの。

老朽化のため、貨物自動車 2 台、乗用自動車 1 台のうち 2 台を廃車とする。

代替車両は指定管理者がリース等により調達すること。P8 の「10 指定管理費用基準額」には 5 か年、2 台分のリース費用を見込んでいる。

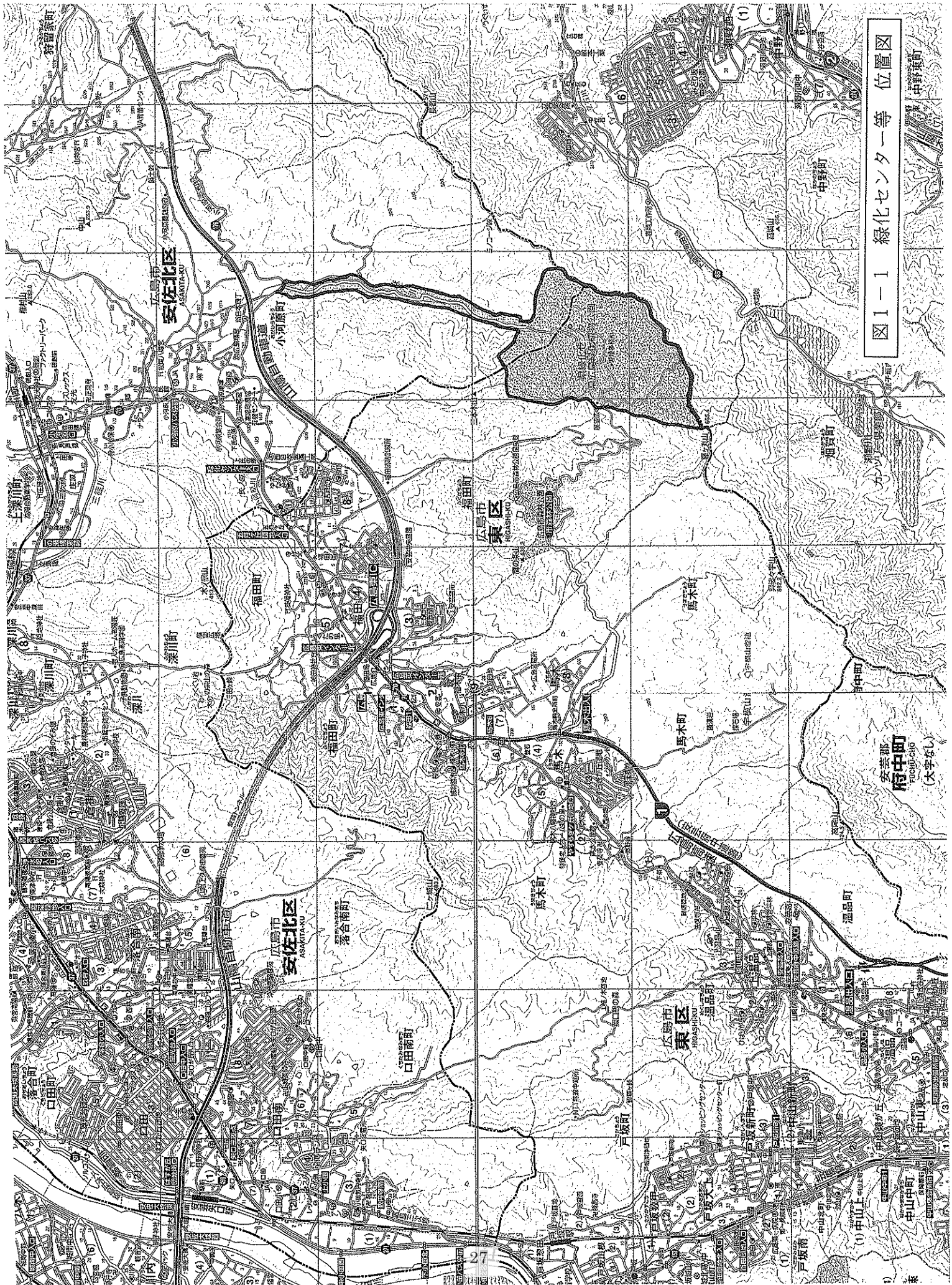


図1-1 緑化センター等 位置図

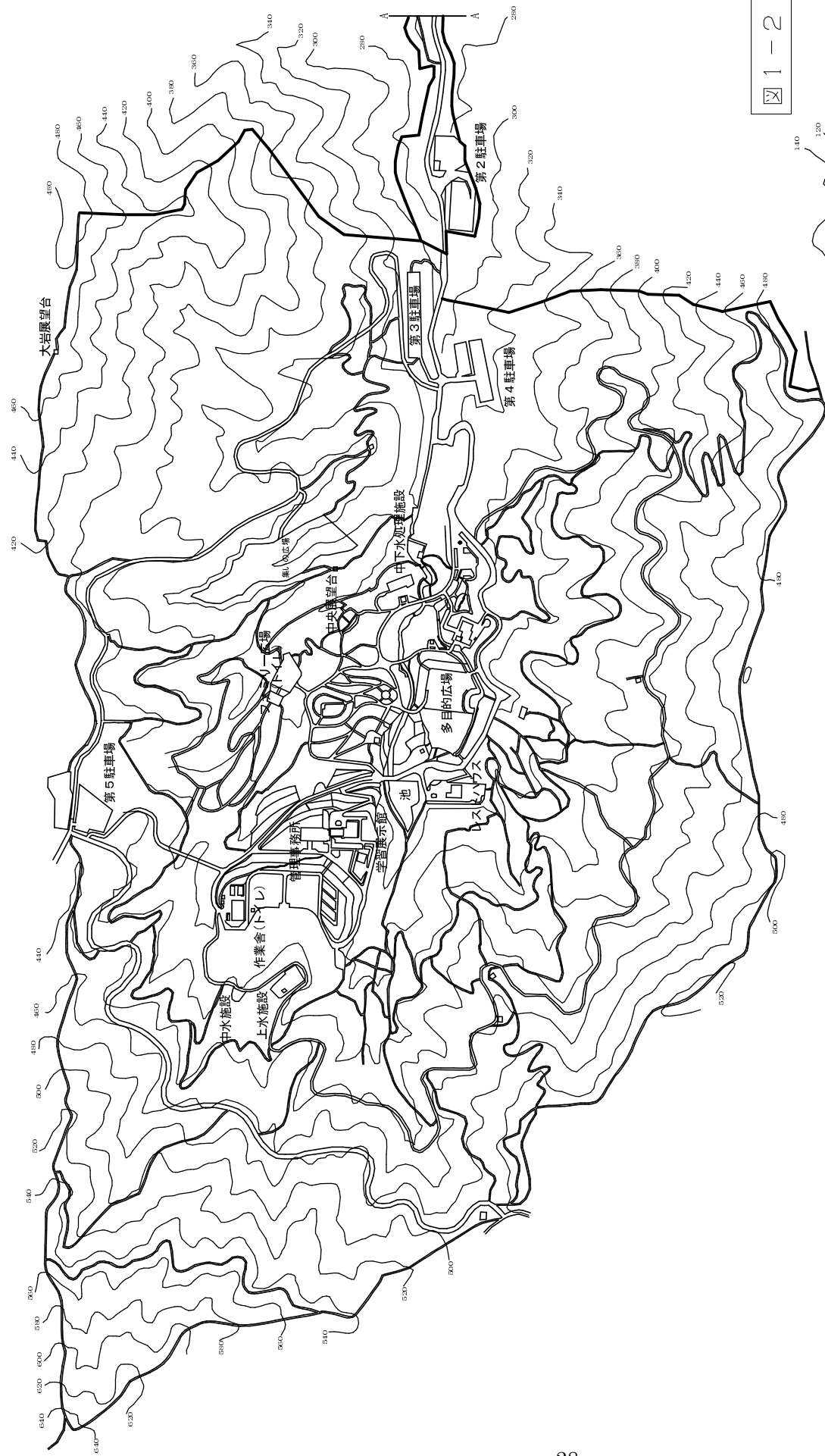
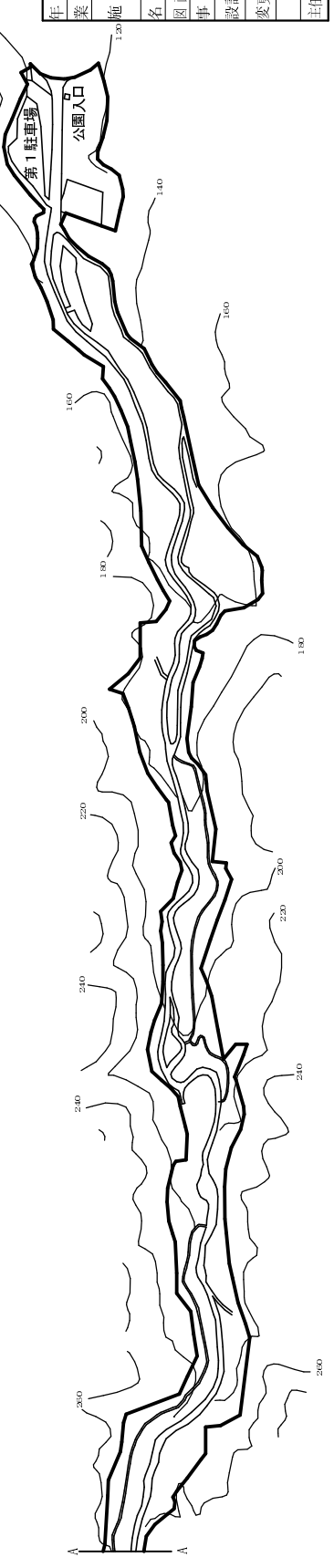


図1-2 園内図

年度	平成28年度	工程	全葉中
業務名	園内図		
施工地	広島市東区福田町 地内		
名称	緑化センター 園内図		
図面番号	縮尺		
事務所	広島県 農林水産部 森林保課		
設計	作成	年月日	年月日
変更	照査	年月日	年月日
主任技師者	設計	製図	測量



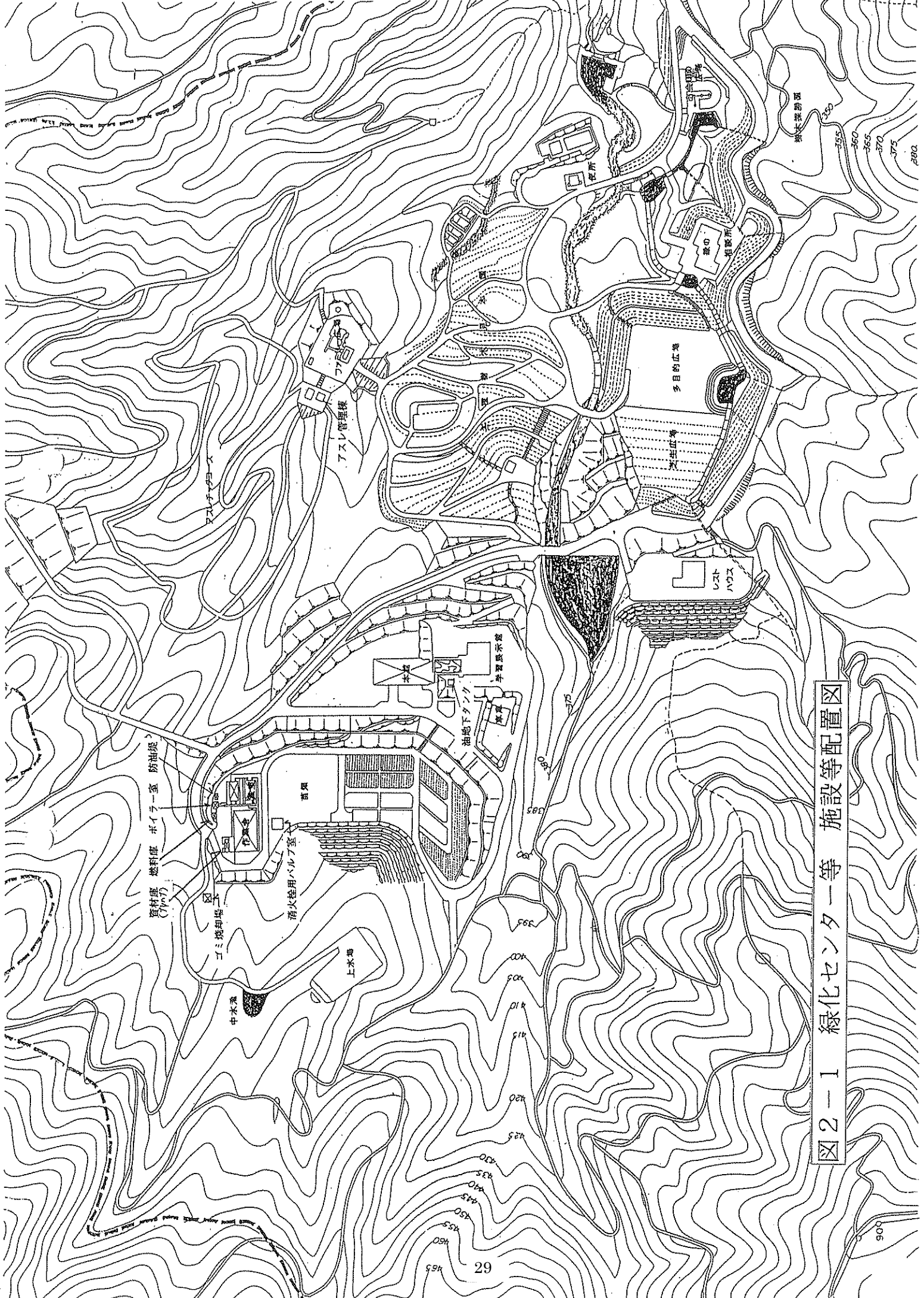


図2-1 緑化センター等 施設等配置図

図 2 - 2 本館

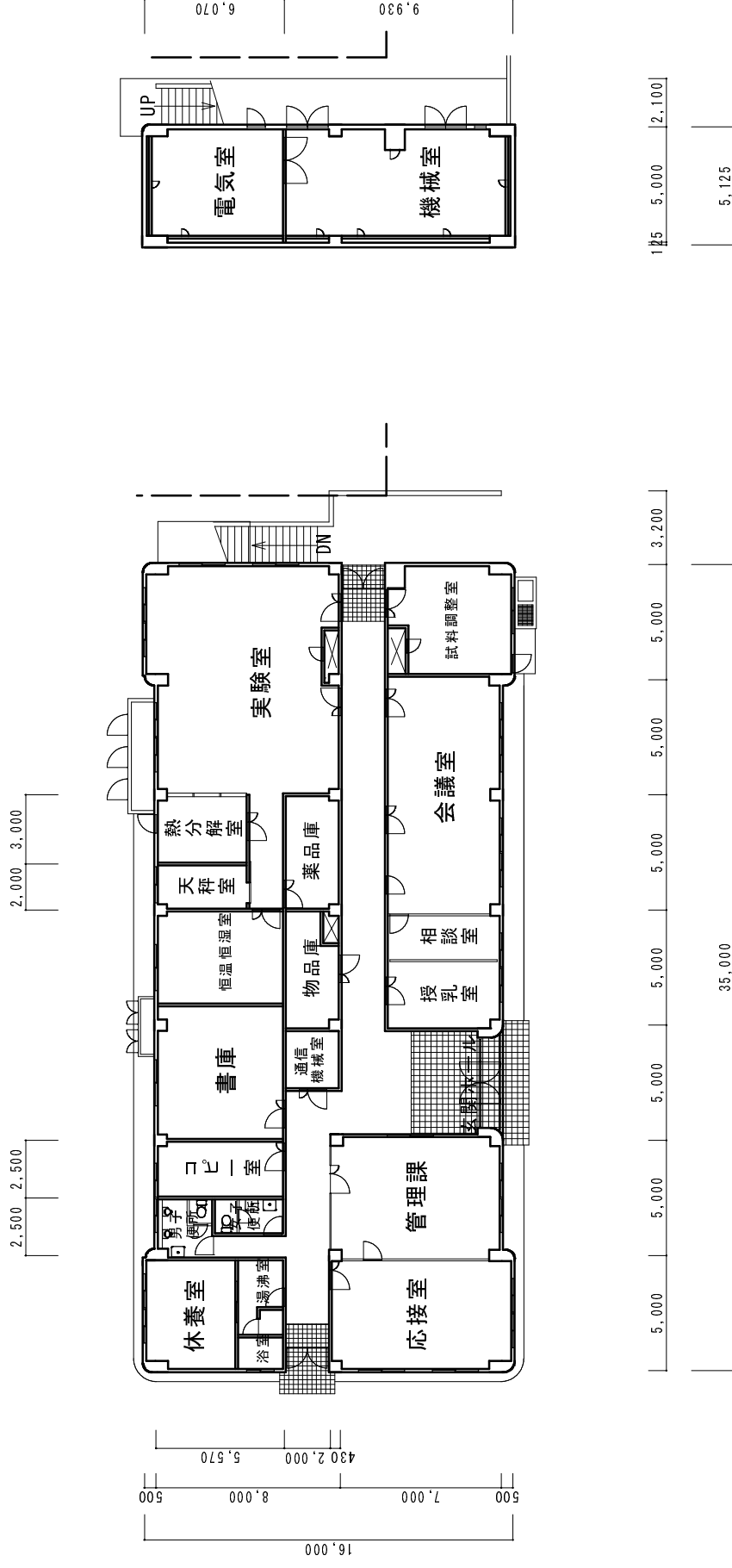


図 2-3 学習展示館

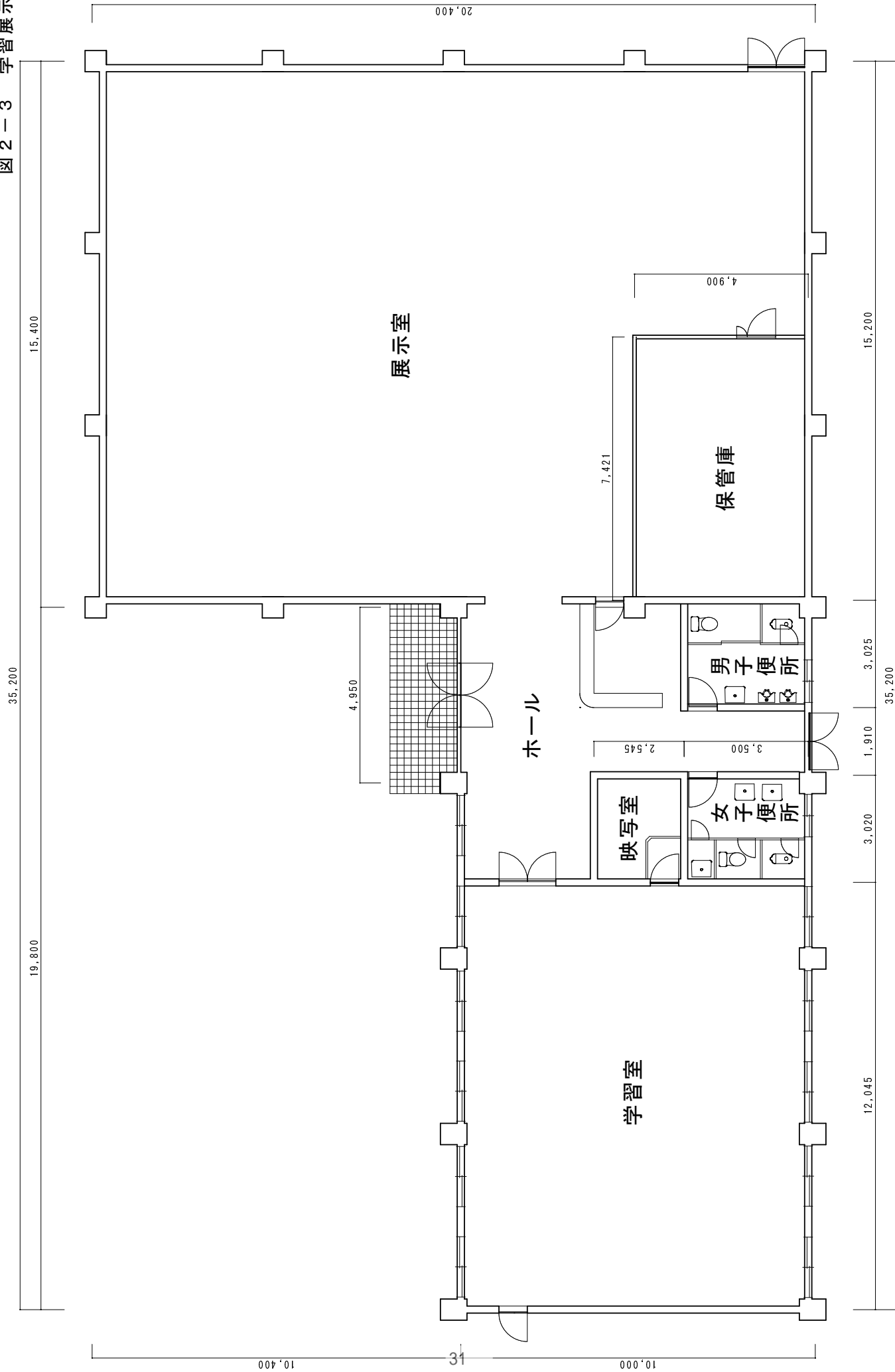


図 2 - 4 緑の相談所

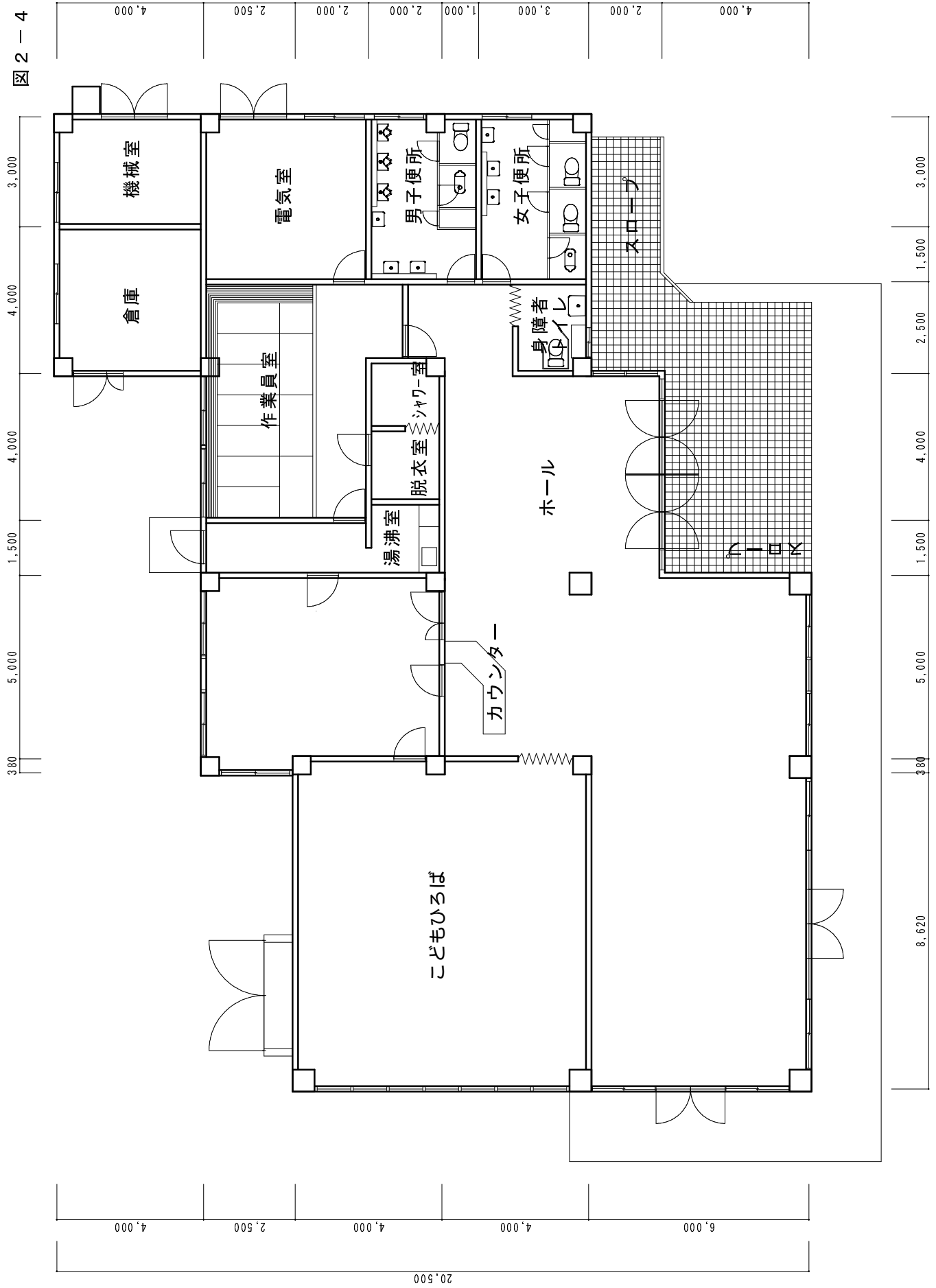
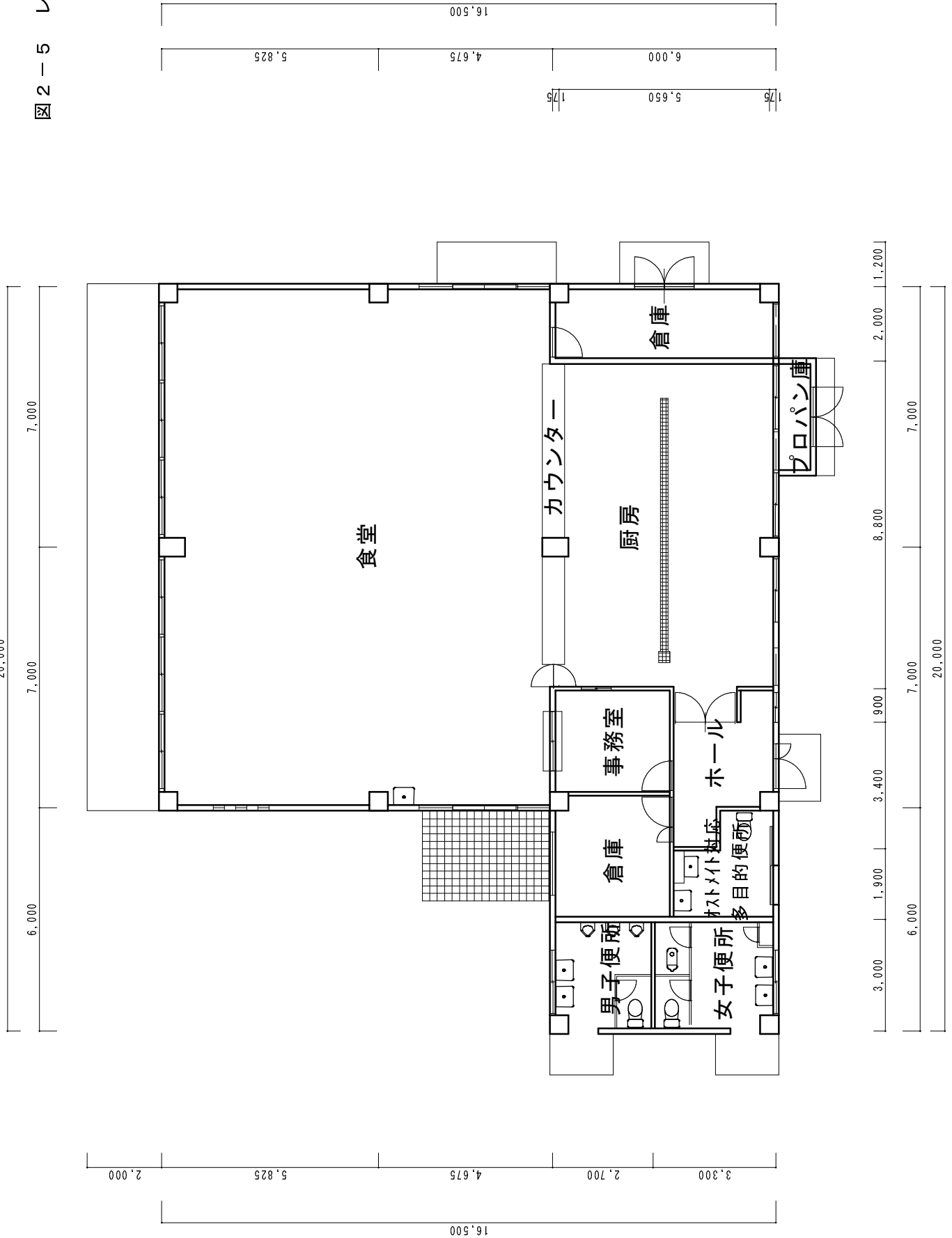


図 2-5 レストラン





指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

広 島 県 知 事 様

郵便番号
主たる事務所の所在地
申請者 名 称
代表者氏名
電話番号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により、次のとおり広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款，寄附行為その他これに準ずる書類
- 3 法人にあつては，登記簿謄本
- 4 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の事業報告書，収支計算書，貸借対照表，財産目録
その他経営の状況を明らかにする書類
- 5 申請書を提出する日の属する事業年度の申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- 6 その他知事が必要と認める書類

県緑化センターの管理運営に関する計画

※行数が不足する場合は、貴団体で行数を増やしたり、別紙で提出しても差し支えありません。

1 利用者の平等利用を確保することができること。

(1) 利用者の平等・公平利用確保するための明確な考え方を示した上で、受付方法や利用について平等な取扱いをするための具体的方策等について記入してください。

ア 考え方

イ 具体的方策

(2) 条例で掲げている使用・入場の制限に該当する要件及び該当要件に当たる場合の対応方法を具体的に記入してください。

ア 使用・入場の制限に該当する具体的要件

イ 具体的な対応方法

(3) 障害者や高齢者などの施設利用に当たっての合理的配慮について明確な考え方を示した上で、受付方法や利用についての具体的方策等について記入してください。

ア 考え方

イ 具合的方策

2 施設効用が最大限に発揮されること。

(1) 本県が設定している数値目標を参考に数値目標を参考にした上で、独自の数値目標及び利用促進策を記入してください。

ア 令和4年度～8年度（各年度ごと）の利用者数の数値目標

4年度	5年度	6年度	7年度	8年度

イ 上記の数値目標を達成するための利用促進策

（県民参加・県民協働の取組みや関係機関，広島市森林公園と連携した取組みなど）

ウ 施設の魅力やイベント等の周知など，利用者の増加を図るための年間の広報計画を記入してください。

(2) 利用者に対するサービスの向上について記入してください。

ア 具体的方策について記入してください。

【例】

・休業日・開園時間 に関する事項

a 年間を通じた休業・開園の考え方

b 休業日

c 開園時間

（b，cについては，本要項8の（1）利用日時について，本施設の効用を最大限発揮するために変更するなどの提案がある場合）

・施設の広報に関する考え方，方法や頻度，広報ターゲット

・利用者ニーズの把握等に関する事項

a 利用者ニーズの把握に関する考え方・方法

b 利用者からの苦情への対応方法・体制

イ 職員の接遇の向上を図るための方策を記入してください。

ウ 利用者の意見等を自己評価にどのように取り込むか記入してください。

(3) 県緑化センターの施設の維持管理方針について

ア 樹木等植物の緑地管理や建物などの施設の維持管理について記入してください。

【例】

・維持管理業務の内容及び実施時期

・維持管理水準の考え方

・施設の損傷，毀損等に対する考え方 など

イ 県緑化センター内の安全対策（防犯，防災，衛生対策など）について記入してください。

【例】

- ・ 利用者の安全対策に関する事項
 - a 通常時の安全対策措置の内容・実施体制
 - b 災害・事故等，緊急時の対応方法・実施体制
- ・ 樹木緊急点検
 - a 点検の実施方法，実施体制及び工程等
 - b 点検結果の整理方法

(4) 自然体験活動等の実施及び運営について

ア スケジュール等を示し，具体的に記入してください。
(ボランティア団体や関係団体と連携した取組みなど)

イ 施設の設置目的を効果的に達成するために計画している事業について記入してください。

【例】

- ・ 「緑化に関する情報及び資料の提供」の実施方法・内容
- ・ 「緑化に関する相談業務」の実施方法・内容
- ・ 「緑化に関する講習会」の実施方法・内容
- ・ 「緑化技術に関する調査，研究及び指導」の実施方法・内容
- ・ 「ボランティア団体等の育成・活動拠点業務」の実施方法・内容
- ・ 「その他自然体験活動など緑化の推進を図るために必要な業務」の実施方法・内容

(5) 飲食提供業務の料金設定について

ア 料金設定の基本的な考え方（料金の設定と妥当性）について記入してください。

イ 具体的な料金の額を提案してください。

ウ イ以外の利用者サービスを向上するための提案があれば記入してください。

(例：定期券，回数券，割引制度の導入など)

3 事業計画書に沿った管理を安定して行なう物的能力, 人的能力を有していると認められること。

(1) 貴団体の経営基盤について (貴団体がグループの場合はそれぞれの団体毎)

ア 直近3事業年度における経営成績について記入してください。 (単位: 千円)

年度 (決算期)	売上高 ①	営業利益 ②	経常利益 ③	当期純利益 ③	減価償却費 ⑤	総資本 ⑥
〇〇. 〇月期						
〇〇. 〇月期						
〇〇. 〇月期						

年度 (決算期)	純資産 ⑦	流動資産 ⑧	流動負債 ⑨	短期借入金⑩ 1年以内返済長借	長期借入金 ⑪
〇〇. 〇月期					
〇〇. 〇月期					
〇〇. 〇月期					

イ 効率的な運営への取組, 考え方及び理念等について記入してください。

(2) 貴団体の管理体制や管理実績等について

ア 責任体制, 再委託する業務 (業務内容, 再委託する理由, 再委託先の選定方法等) の範囲について記入してください。

イ 類似施設の管理実績 (名称, 施設の規模, 管理年数, 業務内容等) について記入してください。

ウ 人員体制，人員配置，人材育成体制等について記入してください。

(必要な専門職員・資格者の確保見込，人員体制(ローテーションやバックアップ体制)，職務分担及び職務内容，雇用関係，連絡網及び職員教育の具体的方法等。)

表の項目に沿って記載してください。

事 項	記述内容
(7) 組織図	適正な管理運営を行うための適切な人員配置，責任分担，分掌を記述してください。
(イ) 職員に関する事項	組織図に記載された職員全てについて，次の項目を記述してください。 a 就業条件（勤務時間，休日設定等） b 職務分担及び職務内容 c 職務の遂行上必要な有資格者の配備状況 d 人材育成の具体的方法（研修計画等） なお，研修計画は，研修の目的が解るように記述してください， e 職員全ての雇用関係
(ウ) 必要資格者の配置状況	有資格者の配置計画，必要許認可の取得状況又は取得計画を記述してください。（別表2参考）
(エ) 予定する再委託の状況	業務の一部について再委託を予定している場合は，以下について記述してください。 a 再委託を行う業務内容 b 再委託を行う理由 c 再委託先又は再委託先選定期間・方法 d 再委託先の選定期間理由又は選定期間・方法の考え方
(オ) 必要物品の配備計画	独自に配備を必要とする物品等があれば，必要とする理由，配備計画（物品等の種類，数量，位置）を記述してください。

エ 利用者及び近隣住民からの苦情を想定した上で，その具体的対策を示してください。

(3) 個人情報の適正な管理体制について記入してください。（管理規定の制定や職員への研修等）

(4) 緊急時の対応（火災，風水害など）及び安全対策（防犯，防災，衛生対策など）について記入してください。

4 県緑化センターと市森林公園の両施設の有効活用による利用者の増加が図られていること。

- (1) 両施設の特徴（地理地形及び自然環境、主な利用者の傾向など）を生かしつつ、両施設を連携させた新たな事業提案について記入してください。

指定管理実績調書

年 月 日

申請団体名

指定管理実績のある施設について、サービス向上や利用促進に向けて行なった取組等を記載してください。

※ 現指定管理者は当該施設について、新規事業者は本県又は他自治体での指定管理実績のある施設のうち取組実績が最も優れていると申請者が判断する1施設について、記載してください。なお、他自治体の施設での実績に関する記載内容については、本県から、施設を所有している自治体へ確認させていただきます。自治体へ確認の結果、記載内容が確認できなかった場合は、評価の対象となりません。

1 管理施設について

- (1) 施設名
- (2) 施設所在地
- (3) 規模（延床面積，収容人数，総室数 等）
- (4) 指定期間

2 サービス向上に関する取組について

- (1) 利用者の満足度を向上させるために行なってきた取組

- (2) 利用者満足度の推移

1(4)記載の指定期間等	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	平均値
満足している人の割合					
不満がある人の割合					

※ 満足度を把握するためのアンケート調査等を行なっている場合、記載してください。

3 利用促進に関する取組について

- (1) 利用者数等を増加させるために行なってきた取組

- (2) 利用者数等の推移

指定管理年度等	右記の前指定期間における平均値 ①	1(4)記載の指定期間					①に対する②の割合
		〇〇年度 (実績値)	〇〇年度 (実績値)	〇〇年度 (実績値)	〇〇年度 (実績値)	平均値 ②	
利用者数等							

※ 施設を所有している自治体から利用者数等の評価を受けている場合は、評価時の単位（人，％等）で記載してください。

記載例

指定管理実績調書

令和●年●月●日

申請団体名

指定管理実績のある施設について、サービス向上や利用促進に向けて行なった取組等を記載してください。

※ 現指定管理者は当該施設について、新規事業者は本県又は他自治体での指定管理実績のある施設のうち取組実績が最も優れていると申請者が判断する1施設について、記載してください。なお、他自治体の施設での実績に関する記載内容については、本県から、施設を所有している自治体へ確認させていただきます。自治体へ確認の結果、記載内容が確認できなかった場合は、評価の対象となりません。

1 管理施設について

(1) 施設名

○○市□□センター

(2) 施設所在地

○○県○○市△△区○番○号

(3) 規模（延床面積，収容人数，総室数 等）

(4) 指定期間

令和○○年○月○日～令和○○年○月○日

原則，指定管理を行っている直近の指定期間。ただし，現在指定管理を行っており，直近の指定期間における管理期間が2年度分に満たず，その前指定期間においても指定管理実績を有している場合は，前指定期間を記載する。

2 サービス向上に関する取組について

(1) 利用者の満足度を向上させるために行なってきた取組

○○○○○○○。

割合及び平均値は小数第2位以下切捨て

申請日時時点で把握してない年度については記載しない。

(2) 利用者満足度の推移

1 (4)記載の指定期間等	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	平均値
満足している人の割合	79.1%	80.2%	81.5%		80.2%
不満がある人の割合	11.5%	8.8%	7.5%		9.2%

※ 満足度を把握するためのアンケート調査等を行なっている場合，記載してください。

3 利用促進に関する取組について

(1) 利用者数等を増加させるために行なってきた取組

○○○○○○○。

小数第2位以下切捨て

(2) 利用者数等の推移

指定管理年度等	右記の前指定期間における平均値 ①	1 (4)記載の指定期間				平均値 ②	①に対する②の割合
		○○年度 (実績値)	○○年度 (実績値)	○○年度 (実績値)	○○年度 (実績値)		
利用者数等	10,458人	11,511人	13,586人	12,546人	12,547人	119.9%	

※ 施設を所有している自治体から利用者数等の評価を受けている場合は，評価時の単位（人，％等）で記載してください。

利用者数の場合は小数以下切捨て、利用率の場合は小数第2位以下切捨て

**広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園
事業計画書**

名 称			
代表者氏名			
主たる事務所の所在地			
広島県内の事務所の所在地			
担当部署名		担当者名	
電話番号		FAX番号	
Eメールアドレス			

※共同事業体の場合は、構成員全員について記入してください。

指定期間内の収支計画

施設名：広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園

【収入の部】

(単位：千円)

区 分	令和4年度 収入計画	令和5年度 収入計画	令和6年度 収入計画	令和7年度 収入計画	令和8年度 収入計画	合計
利用料金収入(※1)						
県委託料(※2)						
その他の収入	0	0	0	0	0	0
物販収入等						
収入合計(A)	0	0	0	0	0	0

【支出の部】

区 分	令和4年度 収入計画	令和5年度 収入計画	令和6年度 収入計画	令和7年度 収入計画	令和8年度 収入計画	参考数値 (R2決算額)
人件費	0	0	0	0	0	26,862
常勤						23,062
嘱託員						
臨時職員						
その他						3,800
光熱水費	0	0	0	0	0	2,067
電気						1,632
ガス						4
上水道						
下水道						
燃料						431
設備等保守	0	0	0	0	0	2,781
消防設備						84
電気設備						201
水道設備						263
水質検査						166
浄化槽等設備保守						1,606
<small>廃棄物処理、浄化槽法定点検</small>						461
清掃・植栽・警備等	0	0	0	0	0	15,511
清掃委託						2,982
樹木植栽						10,958
駐車場						792
警備委託						779
維持修繕費	0	0	0	0	0	4,805
施設修繕						4,805
樹木点検						
事務局費	0	0	0	0	0	4,736
事業費(研修・指導)	0	0	0	0	0	595
印刷製本費						864
通信費						901
消耗品費						555
使・賃(リース料等)						773
需・他(その他経費)						1,048
その他	0	0	0	0	0	4,435
公課費						3,284
その他						1,151
支出合計(B)	0	0	0	0	0	61,197

収支(A)-(B)	0	0	0	0	0
-----------	---	---	---	---	---

県委託料上限額(5年間)	307,445
--------------	---------

県委託料提案額(5年間)	
--------------	--

- ※1 県委託料要求額については、募集要項で定める管理経費の上限額以下であること。
 ※2 支出に係る各項目について、推計根拠を添付すること。また、様式に無い項目で必要な項目は追記すること。
 ※3 施設設備修繕については、1件50万円未満の修繕の修繕額を合計したものであること。
 ※4 再委託の実施については、再委託を予定している項目について「〇」を記入すること。

申 立 書

年 月 日

広 島 県 知 事 様

郵便番号

主たる事務所の所在地

申請者 名 称

代表者氏名

電話番号

広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園の指定申請に当たり、法人等又はその代表者が、広島県緑化センター及び広島県広島緑化植物公園指定管理者募集要項4の(7)のアからカの各号に規定する者に該当しないことを申し立てます。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

誓 約 書

私は下記の事項について誓約します。

記

1 暴力団等を排除する措置について

自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。また、県が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。

- (1) 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合には役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用している者
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

2 調査協力について

広島県が必要があると認めるときはいつでも、業務の実施状況などの報告を行い、実地に調査することを承諾します。

3 社会保険等の加入について

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務を履行します。
- (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務を履行します。
- (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行します。

・上記 1, 2 に違反した場合、既存の指定は取消となります。
・過失により上記 3 に違反した場合、ただちに是正してください。過失以外の場合又は是正しない場合、既存の指定は取消となります。

年 月 日

広島県知事様

住 所
(ふりがな)
氏 名

法人、個人にあつては
事務所所在地、名称及
び代表者の氏名

共同企業体協定書(例)

(目的)

第1条 当共同企業体は「広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園(以下「県緑化センター」という。)の管理を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 企業体は、____年____月____日に成立し、県緑化センターを管理する指定期間の満了後3ヵ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 県緑化センターの指定管理者となることができなかつたときは、企業体は、前項の規定にかかわらず、解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 _____

名 称 _____

所在地 _____

名 称 _____

所在地 _____

名 称 _____

(代表者の名称)

第6条 企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 企業体の代表者は、県緑化センターの管理に関し、企業体を代表して広島県と折衝する権限並びに自己の名義をもって管理費用等の請求及び受領する権限を有するものとする。

(構成員の責任)

第8条 各構成員は、県緑化センターの管理に関し、連帯して責任を負うものとする。

(構成員の出資の割合)

第9条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、県緑化センターの管理業務内容に変更があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

団体名 _____ %

団体名 _____ %

団体名 _____ %

(権利義務の譲渡の制限)

第 10 条 本協定に基づく権利義務は、広島県及び他の構成員の承認がなければ、他人に譲渡することはできない。

(共同事業体締結後における構成員の脱退に対する措置)

第 11 条 構成員は、広島県及び他の構成員の承認がなければ、企業体が県緑化センターを管理する期間が満了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち前項の規定により脱退した者がある場合において、広島県の承認があるときは残存構成員が県緑化センターを管理するものとする。

3 前項の規定により指定管理者は、残存構成員による共同企業体とし、この協定書の関係規定を適用する。

(共同企業体締結後における構成員の破産又は解散に対する処置等)

第 12 条 構成員のうちいずれかが共同企業体締結後において破産し、又は解散した場合には、前条第 2 項から第 3 項までの規定を準用する。

2 構成員のうちいずれかが企業体の業務執行に当たり重要な義務の不履行若しくは不正な行為を行った場合において、当該構成員以外の構成員から要求があり、かつ広島県の承認があったときは、当該構成員は企業体から脱退しなければならない。

(構成員の加入)

第 13 条 前 2 条の規定による構成員の脱退、破産又は解散により構成員が欠けた場合において、広島県の承認があるときは、新たな構成員を加入させることができる。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 14 条 企業体が解散した後においても、県緑化センターの管理につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第 15 条 この協定書に定めのない事項においては、各構成員が協議して定めるものとする。

共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書____通を作成し、各通に構成員が記名押印し各自所持するとともに 1 通を広島県に提出するものとする。

年 月 日

共同企業体の名称 _____ 共同企業体

名 称 _____

代表者氏名 _____

名 称 _____

代表者氏名 _____

名称 _____

代表者氏名 _____

共同企業体構成員届出書

年 月 日

広島県知事様

共同企業体の名称 _____ 共同企業体

代表者 所在地 _____
名称 _____
代表者氏名 _____

構成員 所在地 _____
名称 _____
代表者氏名 _____

構成員 所在地 _____
名称 _____
代表者氏名 _____

委 任 状

共同企業体の名称 _____ 共同企業体

受任者

共同企業体代表者 所在地 _____
名 称 _____
代表者氏名 _____

私は、上記の共同企業体代表者を代理人と定め、当該共同企業体と広島県との間における次の事項に関する権限を委任します。

1 委任事項

- (1) 管理に関する基本協定及び年度別協定の締結の件
- (2) 管理費用等の請求及び受領に関する件
- (3) 管理費用等の返還に関する件
- (4) 復代理人選任に関する件
- (5) その他協定履行に関する件

2 委任期間

____年____月____日から広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園を管理する指定期間の満了後3ヵ月を経過する日まで

委任者

共同企業体構成員 所在地 _____
名 称 _____
代表者氏名 _____所在地 _____
名 称 _____
代表者氏名 _____

指定管理者指定申請辞退届

年 月 日

広島県知事様

郵便番号
主たる事務所の所在地
申請者 名称
代表者氏名
電話番号

広島県の公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条の規定により、広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園における指定管理者の指定を受けるため年 月 日に申請書を提出しましたが、以下の理由により辞退したいので届け出ます。

申請辞退理由：

広島県 森林保全課 森づくり推進グループ あて
(FAX : 082-223-3583)
(電子メール : noushinrin@pref.hiroshima.lg.jp)

年 月 日

広島県緑化センター指定管理者公募に関する質問票

質問項目	具体的な内容

質問者

団体名	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	

委 任 状

年 月 日

広島県知事 様

委任者
所在地 _____
名 称 _____
代表者氏名 _____

私は、広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園の指定管理者の指定申請手続（面接含む。）に係る一切の権限を下記の者に委託します。

記

代理人
住 所 _____

氏 名 _____

説明会参加申込書

年 月 日

農林水産局森林保全課
(森づくり推進グループ) あて

次のとおり参加を申し込みます。

団 体 名		
参加者氏名		
連 絡 先 (担当者)	氏名	
	所属団体・部署	
	電話番号	
	F A X	
	E-M a i l	

※参加者は3名までとしてください。